

小倉ゼミナール2011年10月第2ゼミ報告

日時：2011年10月9日（日）13：30～18：00

場所：放送大学幕張本部 放送・研究棟4階412号会議室

出席者：小倉行雄先生、学部生 君塚さん、文 以上3人

1. イントロダクション

前日ゼミ（10月8日）の復習を兼ねたイントロダクションである。

（1）資料の用意や準備のコツ

資料の整理はその場ですぐに行う。黄色の付箋やクリップ止め、必要な書類と要らない書類の区分けなどが例となる。これらは軽易なことであるだけに、逆にあとでやろうと思っているとできなくなることが多い。

（2）「方法を身につける」にはどうしたらよいか

「方法を身につける」ことは、昨日（10月8日）の定例ゼミのテーマである。これは論文を書く上で大事なことだが、1日のゼミだけでなかなか身につくものではない。

しかし、出発点は、基本を体にたたきこむことである。この時点では、それほどむずかしいことではない。むずかしくなるのは、基本の習得は、小さく分割した課業を少しずつ実行し、日々積み上げていくことを要求されるからである。これが並の人はできない。そこで基本を興味深く自ら進んでやれる方法を開発するなら、普通の能力の人が必ず方法を身につけ、力も引き上げることはできる。これはスポーツにたとえていえば、毎日、基礎練習を反復訓練で続け、目標に到達する力をつけていくことになぞらえられる。

こうした点からすると、社会人が自ら行う自分に力をつけようとする学びは、旧来の学びのイメージを転換させた方がよい。つまり、いわゆる「お勉強」として知識を増やす、「頭」でやることととらえるより、頭も究極的には使うのであるが、まず手足を使って行動する中で身につけるものととらえた方がよいということである。いずれにせよ、社会人の学びは、単なる知識の習得だけでは十分でない。社会人の場合、知識を現実にも適用するかや実践とのかかわりが常にもとめられてくる。この点で、知識の運用力を問われるからだ。そこで、社会人が方法を身につけるときも、知識を自ら運用できるようになることに意識を置くようにすることが望まれる。

2. テーマに行き着くための手がかりを探るエピソード

（1）図書館に関する法的な位置づけ

次は、生活レベルに潜む大事な問題を引き出し、どう問題設定するかにつながる一つのエピソードである。ここでは図書館という地域にあって馴染みがある存在が法的にどう位置づけられているかという問題を例として取り上げる。

図書館という存在が法的にどのように位置づけられているかは、法律の専門家でも即答

できない。法律家の主要な関心事から、外れる問題であるからだ。しかし、結論的にいえば、ここには地域の生活レベルから民主主義をどうつくり出すかという現代においても重要な問題の一つが隠れている。この意味で、身近な問題ほど、実はテーマとして意外に未開拓であり、一杯穴が開いている領域ともいえる。

それはともかく、図書館に関する法的な位置づけがどうなっているかの問題に戻ると、そこでは憲法から始まって4つの法が垂直的な連結関係で並ぶ。これは上位法と下位法の関係でいうと、各下位法では上位法の「精神に則り」、この法律を制定すると謳われている。つまり、図書館にかかわる法には、憲法に発する基本的な精神がストレートに流れている。こうした法の分野は、数ある法律の中でも多くはない。

(2) 図書館という存在に対する法的な位置づけの図解

上の図書館の位置づけに関する議論を図式的にあらわすと、次のようになる。

日本国憲法

(ここでは基本的に人権に関する規定が関連してくる、とくに教育権や「学習権」の議論に注目せよ)

教育基本法(ここには学校教育だけでなく、成人教育に関する規定も含まれている)

社会教育法

図書館法

図書館に関する法的な位置づけをまとめると、次のとおりである。

4つの法は、垂直的な連結関係で結びつく。

各法は、基本法(理念)に則るかたちでつながっている。

3. 「基本法の観点から地域を見る」の読み合わせ

小倉先生作成の資料「基本法の観点から地域を見る」(25頁立て)の読み合わせを行った。ただこれは分量が多い資料であるので、このうち図書館の問題に関連する「(8) 図書館法から図書館の可能性へ」を3人で読み合わせた。

図書館にかかわる4つの法は、いずれも戦後復興期の1940年代の前半までに制定された。そこには戦後日本の新しい姿をつくろうという思いや息吹が読みとれる。基本法の観点から図書館をみると、通例の常識のように、地域にある単なる公的建物だけの存在ではない。それは地域から民主主義の担い手を内発的につくり出し、教育自治の主体となりうる存在である。

ところで、図書館には公共図書館以外にも学校図書館という存在がある。ここでも多くの学校図書館は、名前だけの存在であり、さびしい実質が現実である。ところが、なかには目を見張るような活動をしている学校図書館もある。山形県鶴岡市の朝暁第一小学校の学校図書館は、そうしたものの一つである。同小は、図書館活用型教育を謳い、学校図書館を学校教育の中心に位置づける。その成果は次のことによくあらわれている。たとえば、同小では、始業前の毎朝7時30

分頃から、学校図書館の前に子どもたちが列をなして並び、これは、競って本の貸出をもとめるからである。あるいは、同小の保護者に子どもたちと本読みの関係を尋ねる。そうすると、8割の親は「うちの子どもは本好き」と答える。さらに、同小の児童に授業がわかるかと尋ねると、9割の児童が「授業がわかる」と答える。このように、同小における図書館の活用は、圧倒的な教育的成果につながっている。ちなみに、朝陽第一小学校の図書館活用教育は、放送大学のテキストでも紹介されている。具体的には、2010年度からのテレビ講義『学習指導と学校図書館』（2010年）の第2章「図書館活用教育と学校図書館」（高鷲忠美稿）においてである。

小倉先生は、朝陽第一小学校の実践にふれて、われわれのゼミでもこうした活動に学ぶところがあるという。そこで、図書館を学校教育の中心に位置づけるとは、あらためてどういうことが考えてみよう。なぜなら、図書館の活動は、教科そのものではない。にもかかわらず、教科そのものでない活動を学校教育の中心に据えるというなら、そこに明確な根拠がなければならない。それはなぜなのかを明らかにする必要があるからだ。そうすると、同小には、図書館が学校における子どもの生活も含めたトータルな部分から学習活動を支えていくというとらえ方があるのではないと思われる。同小では、こうしたとらえ方に立って、学校図書館を各教科の活動と関連づけるとみてよい。したがって、それは硬直的で形式的なものではない。また、図書館や読書への誘いも、単に学習習慣をつけるための手段にはしない。むしろ、学校図書館が子どもの身近で居心地のよい存在になるようにまずは意を砕く。その上で、読書の楽しみを引き出す様々な活動を行っていく。これが同小における図書館活用教育の基調である。こうした行き方をみると、同小の実践は、われわれのゼミにおける論文づくりとゼミ活動やゼミ全体の関係にそのまま通じることに気づく。すなわち、小倉ゼミでは、ゼミがゼミ生にとって居心地のよい場であり、学びの楽しみを引き出す場になることを目標とする。こうした行き方と波長が合うということである。

4. 学びに関する基本的な姿勢が大事になる

社会人が慣れない論文づくりに取りくむには、論文づくりに関する表面的な注意事項や見かけのノウハウよりも、社会人の学びに関する基本的な理解や、学びに関する基本的な姿勢づくり（体の姿勢と心の姿勢の両方をいう）に力を入れることが大事になる。こうしたことに関し、より具体的にいえば、以下のようなことがあげられる。

（1）根拠を持って発言をする

文章を書いたり、議論する場合には、常に根拠は何かを意識することが大事である。社会人の学びでは、ミーティングやゼミ討議、グループ討議などのかたちで発言を伴う場における学びが大事になる。このときは、とりわけ発言の根拠を意識しなければならない。といっても、これはそれほどむずかしいことをいうのではない。現実には多いのは、その場で脈絡なく浮かぶ自分なりの思いつきや論点から外れた問いである。ここから、多少の修正をもとめるだけのことである。

（2）手足を動かし、体で学ぶ

根拠を持って発言するには、発言の前に何らか自分の体を動かして素材や材料を集める行動がなくてはならない。この意味で、根拠を持って発言することは、端的にいえば、体を動かすことといってもよい。

(3) ウラをとる

根拠をもってものをいうには、何かいいことを聞いたり、見たり、読んだりしたら、そのことの出所や正確な元情報にあたる癖をつけないといけない。今回のエピソードの場合でいえば、憲法、教育基本法、社会教育法、図書館法が垂直的につながっているという話しを聞いたら、憲法、教育基本法、社会教育法、図書館法の条文を即座にとってみることをいう。インターネットによる検索でよいので、各法の条文の関係する箇所を探してプリントアウトする。できれば、これを読み、どこがどのようにつながっているのか自分なりに跡づけし、裏づけとするのである。

(4) 「ブツ」で示す

根拠あるかたちで発言する癖をつけるには、自分の言いたいことを常に「ブツ」で示すようにすることが大事になる。ここで「ブツ」とは、たしかな証拠になるものといった程度の意味合いであるが、一般の学生の現実からすると、「ブツ」を集め、それで動かぬ証拠にするという姿勢が弱い。そうした「ブツ」もないまま、つまり何のたしかな証拠もないまま、ただ思いつきや断片的な決まり文句、常識的な言葉を口にしている。これが一端の現実である。

(5) テーマの考え方

テーマをどう選ぶかも、根拠をもって発言する癖をつけることと関係してくる。社会人としての自分がどういうことなら、根拠をもって発言できるか、あるいは「ブツ」で勝負できるかといえば、通り一遍の学術的テーマでは学生専業の大学院生にかなわない。これは火を見るより明らかである。彼らと同じ土俵では勝負しない方がよい。社会人は彼らが端から気づかないか、見逃している問題で勝負した方がよい。この一例は、上で触れた「図書館の法的な位置づけの問題」、あるいは「現代社会における図書館の可能性」の問題である。

こうした問題は、身近な地域レベルのことや、生活の問題に絡むことが多い。あるいは、ビジネスや経営、経済の問題でも、一般に流布していて周知のことになっているものが多い。したがって、これらのほとんどは、公開情報というかたちで社会に流布している。しかし、多くの人は、既存の観念や常識にとらわれているので、そこで真の問題となることが何かは見逃しているか、あるいは問題設定を行えないままである。つまり、表面的で皮相なことはよく知られているが、その実少し内実に立ち入ったことは何一つわかっていないという分野である。社会人の場合は、こうした公開情報レベルで勝負でき、かつ意味のある問題や分野でテーマ設定し、研究に取りくむのがよい。これが自らの相対的な優位性を生かす道になる。ここで要求されることは、地道に既存情報や公開情報を吟味し、何がいえるか少しずつ調べるターゲットをたしかなものにしていく。これらの作業はどちらかといえば、体力勝負という色彩の強いものである。この上立って、ほんの少しだけ自分の目でみるという意味での知力が要求されるのである。